

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年3月15日

【四半期会計期間】 第10期第2四半期(自 2020年11月1日 至 2021年1月31日)

【会社名】 株式会社ツクルバ

【英訳名】 TSUKURUBA Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 村上 浩輝

【本店の所在の場所】 東京都目黒区上目黒一丁目1番地5号

【電話番号】 03-4400-2946

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 小池 良平

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区上目黒一丁目1番地5号

【電話番号】 03-4400-2946

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 小池 良平

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第9期 第2四半期累計期間	第10期 第2四半期累計期間	第9期
会計期間		自 2019年8月1日 至 2020年1月31日	自 2020年8月1日 至 2021年1月31日	自 2019年8月1日 至 2020年7月31日
売上高	(千円)	992,667	760,725	1,718,876
経常利益又は経常損失( )	(千円)	36,472	112,109	159,244
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失( )	(千円)	28,757	119,949	431,740
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)			
資本金	(千円)	594,505	17,275	610,183
発行済株式総数	(株)	9,331,700	9,869,700	9,799,700
純資産額	(千円)	1,503,950	992,612	1,074,807
総資産額	(千円)	1,833,493	3,205,134	2,162,370
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期(当期)純損失 ( )	(円)	3.20	12.62	46.81
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	2.83		
1株当たり配当額	(円)			
自己資本比率	(%)	82.0	30.3	49.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	13,024	30,916	78,533
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	153,405	1,252	526,644
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	41,120	1,095,338	753,095
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	1,164,422	2,585,562	1,519,889

回次		第9期 第2四半期会計期間	第10期 第2四半期会計期間
会計期間		自 2019年11月1日 至 2020年1月31日	自 2020年11月1日 至 2021年1月31日
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失( )	(円)	1.19	6.99

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益について、第9期及び第10期第2四半期累計期間は、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期累計期間においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大およびこれに伴う2021年1月の再度の緊急事態宣言発令の影響による個人消費の低迷や経済活動の停滞により、国内外の景気や経済は先行き不透明な状況が続いております。

不動産市場においては、マンション及び戸建住宅用地の高騰と人手不足等の要因による建築費の高騰と高止まりの状態が続いており、併せて、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による個人所得の減少や雇用環境の悪化による消費者マインドの低下など、予断を許さない状況にあります。

このような経済環境のもと、当社は、主力事業であるcowcamo（カウカモ）事業のサービス改善及び組織体制の強化による事業規模拡大、システム開発への投資などの施策を中心に取り組んでまいりました。この結果、当第2四半期累計期間の売上高は760,725千円（前年同期比23.4%減）、営業損失は118,396千円（前年同期は営業利益36,496千円）、経常損失は112,109千円（前年同期は経常利益36,472千円）、四半期純損失は119,949千円（前年同期は四半期純利益28,757千円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、先の第1四半期会計期間より、従来の「シェアードワークプレイス事業」から「不動産企画デザイン事業」へとセグメントの名称を変更しております。なお、当該セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

#### cowcamo（カウカモ）事業

当セグメントにおきましては、主に中古・リノベーション住宅のオンライン流通プラットフォームcowcamoの運営を通じて、中古・リノベーション住宅の仲介を行っております。当事業に係る外部環境は、新築マンション価格の高止まりを受けた中古マンション流通の拡大及びリノベーションに対する顧客認知の高まりにより、リノベーションマンション流通市場は拡大基調にあります。

このような環境のもと、事業のさらなる成長に向け、プロダクトの機能改善やオンラインを中心とした広告活動、物件案内を行う営業人員の教育、業務システムの開発などに取り組んでまいりました。

この結果、売上高は581,295千円（前年同期比30.2%減）、セグメント利益は59,334千円（前年同期比78.4%減）となりました。

#### 不動産企画デザイン事業

当セグメントにおきましては、主にオフィス設計を中心とした設計・空間プロデュースの受託事業及びコワーキングスペース・ワークプレイスレンタルサービスの運営事業から構成されております。当事業に係る外部環境は、働き方の多様化やそれに基づく都心部におけるオフィス移転、分散、縮小の動きがみられ、当セグメントにおいては需要の拡大がみられました。

この結果、売上高は179,429千円（前年同期比12.0%増）、セグメント利益は2,213千円（前年同期比89.2%減）となりました。

## (2) 財政状態の分析

### (資産の部)

当第2四半期会計期間末の資産合計は3,205,134千円となり、前事業年度末と比較して1,042,764千円の増加となりました。これは主に、社債、転換社債型新株予約権付社債の発行等により現金及び預金が1,018,943千円増加したこと等によるものです。

### (負債の部)

当第2四半期会計期間末の負債合計は2,212,522千円となり、前事業年度末と比較して1,124,959千円の増加となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金がそれぞれ3,718千円、196,162千円増加し、1年内償還予定の社債及び社債がそれぞれ40,000千円、140,000千円増加、転換社債型新株予約権付社債が700,000千円増加したこと等によるものです。

### (純資産の部)

当第2四半期会計期間末の純資産合計は992,612千円となり、前事業年度末と比較して82,195千円の減少となりました。これは主に、四半期純損失119,949千円の計上により利益剰余金が119,949千円減少したこと等によるものです。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べて1,065,673千円増加し、当第2四半期会計期間末には2,585,562千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果支出した資金は30,916千円（前年同期は13,024千円の支出）となりました。これは主に税引前四半期純損失119,603千円、賞与引当金の増減額34,411千円、未払消費税等の増減額12,320千円等によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は1,252千円（前年同期は153,405千円の支出）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入46,730千円、敷金及び保証金の回収による収入44,220千円、有形固定資産の取得による支出25,175千円、無形固定資産の取得による支出57,521千円、移転関連費用8,100千円等によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は1,095,338千円（前年同期は41,120千円の支出）となりました。これは主に、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入698,548千円等によるものであります。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,186,800
計	35,186,800

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年3月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	9,869,700	10,126,900	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株であります。
計	9,869,700	10,126,900	-	-

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

第11回新株予約権(2020年9月14日取締役会決議)

決議年月日	2020年9月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役7 当社監査役3 当社使用人47
新株予約権の数(個)	2,602 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式 260,200 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,045 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2023年11月1日 至 2028年10月31日
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額	発行価格 1,283 資本組入額 642
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社の取締役会の決議による承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	

新株予約権の発行時(2020年11月4日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき3,700円で発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己新株の処分を行う場合は(新株引受権または新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使条件は下記の通りとする

新株予約権者は、2023年7月期から2027年7月期のいずれかの事業年度における当社の損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書)に記載された売上総利益の額が下記の水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

- (a) 売上総利益が20億円を超過した場合 : 行使可能割合 20%
- (b) 売上総利益が22.5億円を超過した場合 : 行使可能割合 60%
- (c) 売上総利益が25億円を超過した場合 : 行使可能割合 100%

なお、当該売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書の数値を直接参照することが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 第12回新株予約権(2020年9月14日取締役会決議)

決議年月日	2020年9月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人137
新株予約権の数(個)	1,634 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 163,400 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	666 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年11月1日 至 2026年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 958.25 資本組入額 479
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社の取締役会の決議による承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

新株予約権の発行時（2020年11月4日）における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己新株の処分を行う場合は(新株引受権または新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は下記の通りとする

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が、権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。

本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。算出される行使可能な本新株予約権の個数に1個未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。ただし、当社取締役会の決議に基づき、(a)乃至(d)の行使条件を変更できるものとする。

(a) 行使期間の初日（以下、「開始日」という）から1年間

本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の25%

(b) 開始日から1年間を経過した日から1年間

本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の50%

(c) 開始日から2年間を経過した日から1年間

本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の75%

(d) 開始日から3年間を経過した日から行使期間の満了日まで

本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の100%

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

第13回新株予約権（2020年9月14日取締役会決議）

決議年月日	2020年9月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人106
新株予約権の数(個)	677 (注) 1



新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 67,700 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2022年11月1日 至 2030年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 666 資本組入額 333
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社の取締役会の決議による承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

新株予約権の発行時(2020年11月4日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受ける株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使条件は下記の通りとする

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。

本新株予約権者は、以下の区分に従って、本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。算出される行使可能な本新株予約権の個数に1個未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。ただし、当社取締役会の決議に基づき、以下(a)乃至(c)の行使条件は変更できるものとする。

(a) 行使期間の初日(以下、「開始日」という)から1年間

本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の40%

(b) 開始日から1年間を経過した日から1年間

本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の70%

(c) 開始日から2年間を経過した日から行使期間の満了日まで

本新株予約権者が当社より付与を受けた本新株予約権の総数の100%

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができないものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
-----	-----------------------	----------------------	----------------	---------------	----------------------	---------------------

2020年12月1日 (注) 1		9,821,200	601,848	10,000	858,123	10,000
2020年11月1日～ 2021年1月31日 (注) 2	48,500	9,869,700	7,275	17,275	7,275	17,275

- (注) 1. 2020年10月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、2020年12月1日付で無償減資の効力が発生し、資本金が601,848千円、資本準備金が858,123千円それぞれ減少しております。
2. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が48,500株増加、資本金及び資本準備金がそれぞれ7,275千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

2021年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
村上浩輝	東京都渋谷区	1,919,900	20.13
中村真広	東京都目黒区	1,457,200	15.28
株式会社エイチ	東京都渋谷区恵比寿南3丁目7番2号	1,000,000	10.48
合同会社エム	東京都渋谷区恵比寿南3丁目7番2号	1,000,000	10.48
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	601,600	6.30
イーストベンチャー投資事業有 限責任組合	東京都港区六本木4丁目2番45号	350,000	3.67
佐藤裕介	東京都港区	222,000	2.32
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	197,500	2.07
株式会社アカツキ	東京都品川区上大崎2丁目13番30号	174,000	1.82
ツクルバ従業員持株会	東京都目黒区上目黒1丁目1番5号	138,200	1.44
計		7,060,400	74.05

- (注) 1. 株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)の所有株式数601,600株は、全て信託業務に係る株式数であります。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数197,500株は、全て信託業務に係る株式数であります。
3. 上記のほかに当社保有の自己株式335,600株があります。
4. 2020年11月20日付で縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、アセットマネジメントOne株式会社及びその共同保有者である、アセットマネジメントOneインターナショナルが2020年11月13日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年1月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (総数)(株・口)	株券等保有割合 (%)
アセットマネジメントOne 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	686,500	6.99
アセットマネジメントOne インターナショナル (Asset Management One I nternational Ltd.)	Mizuho House, 30 Old Bailey, London , EC4M 7AU, UK	16,600	0.17

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 335,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,532,700	95,327	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	1,400	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	9,869,700	-	-
総株主の議決権	-	95,327	-

【自己株式等】

2021年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ツクルバ	東京都目黒区上目黒一丁目1 番地5号第二育良ビル2階	335,600		335,600	3.40
計	-	335,600		335,600	3.40

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(2020年11月1日から2021年1月31日まで)及び第2四半期累計期間(2020年8月1日から2021年1月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年7月31日)	当第2四半期会計期間 (2021年1月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,613,625	2,632,568
売掛金	20,847	21,036
仕掛品	3,161	3,759
その他	22,754	22,884
貸倒引当金	300	300
流動資産合計	1,660,089	2,679,949
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	380,880	394,525
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	-	57,521
無形固定資産合計	-	57,521
<b>投資その他の資産</b>		
敷金及び保証金	101,916	54,631
その他	19,485	18,506
投資その他の資産合計	121,401	73,138
固定資産合計	502,281	525,185
資産合計	2,162,370	3,205,134
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
1年内償還予定の社債	40,000	80,000
1年内返済予定の長期借入金	115,407	119,125
未払金	83,371	79,251
未払法人税等	7,788	345
賞与引当金	-	34,411
その他	58,998	82,635
流動負債合計	305,565	395,768
<b>固定負債</b>		
社債	160,000	300,000
転換社債型新株予約権付社債	-	700,000
長期借入金	602,799	798,961
その他	19,198	17,792
固定負債合計	781,997	1,816,753
負債合計	1,087,562	2,212,522
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	610,183	17,275
資本剰余金	1,322,777	1,136,558
利益剰余金	797,006	119,949
自己株式	62,421	62,421
株主資本合計	1,073,531	971,462
新株予約権	1,276	21,150
純資産合計	1,074,807	992,612
負債純資産合計	2,162,370	3,205,134

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2019年8月1日 至 2020年1月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2020年8月1日 至 2021年1月31日)
売上高	992,667	760,725
売上原価	267,737	167,625
売上総利益	724,930	593,099
販売費及び一般管理費	1 688,433	1 711,496
営業利益又は営業損失( )	36,496	118,396
営業外収益		
受取利息	656	7
助成金収入	-	2 21,142
その他	310	227
営業外収益合計	966	21,378
営業外費用		
支払利息	894	3,492
社債利息	-	694
社債発行費	-	10,017
その他	95	887
営業外費用合計	990	15,090
経常利益又は経常損失( )	36,472	112,109
特別利益		
新株予約権戻入益	-	1,276
固定資産売却益	-	961
資産除去債務戻入益	-	1,895
特別利益合計	-	4,133
特別損失		
出資金清算損	-	3,095
移転関連費用	-	8,531
特別損失合計	-	11,627
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失( )	36,472	119,603
法人税、住民税及び事業税	6,727	346
法人税等調整額	987	-
法人税等合計	7,714	346
四半期純利益又は四半期純損失( )	28,757	119,949

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2019年8月1日 至 2020年1月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2020年8月1日 至 2021年1月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ( )	36,472	119,603
減価償却費	28,406	11,847
貸倒引当金の増減額( は減少)	200	-
賞与引当金の増減額( は減少)	-	34,411
受取利息及び受取配当金	656	7
助成金収入	-	21,142
固定資産売却益	-	961
支払利息	894	3,492
社債利息	-	694
社債発行費	-	10,017
新株予約権戻入益	-	1,276
株式報酬費用	-	11,523
支払手数料	-	579
資産除去債務戻入益	-	1,895
移転関連費用	-	8,531
出資金清算損	-	3,095
売上債権の増減額( は増加)	818	188
たな卸資産の増減額( は増加)	2,521	705
未払消費税等の増減額( は減少)	50,718	12,320
未払金の増減額( は減少)	18,714	6,110
前受金の増減額( は減少)	9,771	4,125
その他	10,030	1,942
小計	6,076	49,311
利息及び配当金の受取額	128	7
利息の支払額	881	3,263
助成金の受取額	-	21,142
法人税等の支払額又は還付額( は支払)	6,194	507
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,024	30,916

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2019年8月1日 至 2020年1月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2020年8月1日 至 2021年1月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	1,000	46,730
有形固定資産の取得による支出	86,336	25,175
有形固定資産の売却による収入	-	1,099
無形固定資産の取得による支出	46,969	57,521
投資有価証券の取得による支出	9,900	-
資産除去債務の履行による支出	-	8,100
敷金及び保証金の差入による支出	15,171	-
敷金及び保証金の回収による収入	-	44,220
貸付金の回収による収入	3,972	-
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>153,405</b>	<b>1,252</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	-	260,000
長期借入金の返済による支出	33,930	60,120
社債の発行による収入	-	189,982
社債の償還による支出	-	20,000
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	-	698,548
ストックオプションの行使による収入	-	17,880
新株予約権の発行による収入	-	9,627
支払手数料の支払額	4,359	579
その他	2,831	-
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>41,120</b>	<b>1,095,338</b>
<b>現金及び現金同等物の増減額（は減少）</b>	<b>207,549</b>	<b>1,065,673</b>
現金及び現金同等物の期首残高	1,371,971	1,519,889
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,164,422	2,585,562



【注記事項】

(追加情報)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2019年8月1日 至 2020年1月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2020年8月1日 至 2021年1月31日)
給与手当	296,813千円	352,903千円
貸倒引当金繰入額	200 "	- "
賞与引当金繰入額	- "	30,545 "

2. 助成金収入

当第2四半期連結累計期間(自 2020年8月1日 至 2021年1月31日)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用調整助成金等の特例措置の適用を受けたものであります。当該支給額を助成金収入として営業外収益に計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2019年8月1日 至 2020年1月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2020年8月1日 至 2021年1月31日)
現金及び預金	1,213,424千円	2,632,568千円
預入期間が3か月を超える定期預金	49,002 "	47,006 "
現金及び現金同等物	1,164,422千円	2,585,562千円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 2019年8月1日 至 2020年1月31日)

1. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自 2020年8月1日 至 2021年1月31日)

1. 株主資本の著しい変動

当社は、2020年10月29日開催の定時株主総会において、欠損の填補を目的とする無償減資について決議し、当該決議について、2020年12月1日に効力が発生しております。この結果、当第2四半期累計期間において、資本金が601,848千円、資本準備金が858,123千円それぞれ減少し、この減少額全額をその他資本剰余金に振り替えました。また、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金の金額の一部797,006千円を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補いたしました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自 2019年8月1日 至 2020年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期損益計 算書計上額 (注) 2
	cowcamo (カウカモ) 事業	不動産企画デザイ ン事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	832,462	160,205	992,667		992,667
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	832,462	160,205	992,667		992,667
セグメント利益又は損失( )	275,162	20,537	295,700	259,203	36,496

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期累計期間(自 2020年8月1日 至 2021年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期損益計 算書計上額 (注) 2
	cowcamo (カウカモ) 事業	不動産企画デザイ ン事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	581,295	179,429	760,725	-	760,725
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	581,295	179,429	760,725	-	760,725
セグメント利益又は損失( )	59,334	2,213	61,547	179,943	118,396

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期会計期間より、従来の「シェアードワークプレイス事業」から「不動産企画デザイン事業」へとセグメントの名称を変更しております。なお、当該セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

また、前第2四半期累計期間のセグメントの名称は、当第2四半期累計期間のセグメントの名称に基づき作成したものを開示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自 2019年8月1日 至 2020年1月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2020年8月1日 至 2021年1月31日)
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失( )	3円20銭	12円62銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失( )(千円)	28,757	119,949
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円) 又は四半期純損失( )(千円)	28,757	119,949
普通株式の期中平均株式数(株)	8,996,100	9,507,244
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	2円83銭	
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	1,158,295	
(うち新株予約権(株))	(1,158,295)	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 1. 当第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年3月15日

株式会社ツクルバ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 比留間 郁夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 倫哉

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツクルバの2020年8月1日から2021年7月31日までの第10期事業年度の第2四半期会計期間（2020年11月1日から2021年1月31日まで）及び第2四半期累計期間（2020年8月1日から2021年1月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ツクルバの2021年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存

続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。